

金融庁の1年

(平成14事務年度版)

平成15年9月

金融庁

はじめに

金融庁が、平成12年7月1日に発足して以来、3年が経過しました。

金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正に行政を行っています。

平成14事務年度（14年7月～15年6月）においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（14年6月）、「改革加速のための総合対応策」（14年10月）等を踏まえ、不良債権問題の正常化や証券市場の構造改革といった施策に積極的に取り組みました。特に、現下の最重要課題である不良債権問題については、16年度までに不良債権問題を終結させるための包括的なプログラムである「金融再生プログラム」を10月に策定し、これに基づく施策を逐次実施に移してまいりました。

具体的には、

- (1) 上記「金融再生プログラム」に基づき、不良債権処理の状況のモニタリング等を行う「金融問題タスクフォース」の設置、「特別支援金融機関」に対する経営監視を行うための「経営監視チーム」の設置、資産査定 of 厳格化の一環として引当に関するDCF的手法の採用や特別検査の再実施、中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の策定等、新しい金融システムの枠組みや新しい企業再生の枠組み等の構築を目指す各施策を実施しました。
- (2) また、金融機関等の経営基盤の更なる強化を図るため、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法を策定しました。このほか、①生命保険のセーフティネットの再構築や契約条件の変更制度の整備、②市場株主ルール、証券仲介制度の導入等、③公認会計士監査の充実・強化を図るため、保険業法、証券取引法、公認会計士法の改正を行いました。

本冊子は、上記の施策も含め、金融庁の発足後三年目の様々な取り組みについてまとめたものです。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各般にわたる金融行政に対する国民の一層の理解が得られ、金融行政に対する信頼の向上につながれば幸いです。

平成15年9月

金融担当大臣

竹中平蔵

本冊子の記載内容について

- 1 本冊子は、平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。なお、一部の項目では「金融庁の 1 年（平成 13 事務年度版）」に記載されなかった、14 年 6 月の活動についても盛り込んでいます。
- 2 証券取引等監視委員会の活動については、別途その活動状況を取りまとめている（「証券取引等監視委員会の活動状況」参照）ことから、本冊子には記載していません。